

議案第 1 1 8 号

京丹後市集落排水処理施設条例の一部改正について

京丹後市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

下水道事業において、平成 2 9 年度の京丹後市水洗化計画の一部見直しにより、農業集落排水処理施設和田野地区を公共下水道網野処理区へ統合することとし、事業を進めてきた。今年度、両地区を接続する管渠工事が完了することから、令和 6 年 4 月からの統合に向け、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

京丹後市集落排水処理施設条例（平成16年京丹後市条例第212号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

弥栄町 和田野地区 農業集落排水処理施設	京丹後市弥栄町和田野1749番地	弥栄町和田野、木橋、鳥取
-------------------------	------------------	--------------

」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 令和6年4月分として徴収する排水処理施設使用料は、当該使用料相当額を京丹後市公共下水道条例（平成16年京丹後市条例第210号）に規定する使用料として徴収し、令和6年3月以前分として徴収する排水処理施設使用料については、なお従前の例による。

3 施行日以前に納期限が到来する京丹後市集落排水事業受益者分担金に関する条例（平成16年京丹後市条例第213号）に規定する受益者分担金については、なお従前の例による。

4 施行日以後に公共下水道に統合した区域の排水処理施設（汚水を最終的に処理するために設ける処理施設を除く。）で、京丹後市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理の技術上の基準を定める条例（平成25年京丹後市条例第15号）第3条から第5条までの規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は適用しない。ただ

し、施行日後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域、区間又は排水処理施設については、この限りでない。

京丹後市集落排水処理施設条例(平成16年京丹後市条例第212号)新旧対照表

現行			改正案		
京丹後市集落排水処理施設条例			京丹後市集落排水処理施設条例		
平成16年4月1日 条例第212号			平成16年4月1日 条例第212号		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)		
排水処理施設の名称等			排水処理施設の名称等		
施設の名称	終末処理場の位置	処理区域	施設の名称	終末処理場の位置	処理区域
大宮町 三重地区 農業集落排水処理施設	京丹後市大宮町三重1 445番地の1	大宮町三重	大宮町 三重地区 農業集落排水処理施設	京丹後市大宮町三重1 445番地の1	大宮町三重
大宮町 森本地区 農業集落排水処理施設	京丹後市大宮町森本2 3番地の1	大宮町森本	大宮町 森本地区 農業集落排水処理施設	京丹後市大宮町森本2 3番地の1	大宮町森本
丹後町 成願寺地区 農業集落排水処理施設	京丹後市丹後町成願 寺1499番地の1	丹後町成願寺	丹後町 成願寺地区 農業集落排水処理施設	京丹後市丹後町成願 寺1499番地の1	丹後町成願寺
丹後町 砂方地区 漁業集落排水処理施設	京丹後市丹後町間人4 752番地	丹後町砂方	丹後町 砂方地区 漁業集落排水処理施設	京丹後市丹後町間人4 752番地	丹後町砂方
弥栄町 和田野地区 農業集落排水処理施設	京丹後市弥栄町和田 野1749番地	弥栄町和田野、木橋、鳥取			
弥栄町 黒部地区 農業集落排水処理施設	京丹後市弥栄町黒部1 063番地の3	弥栄町船木、黒部、小田、 国久、井辺	弥栄町 黒部地区 農業集落排水処理施設	京丹後市弥栄町黒部1 063番地の3	弥栄町船木、黒部、小田、 国久、井辺
弥栄町 溝谷・吉野地区 農業集落排水処理施設	京丹後市弥栄町溝谷3 425番地の2	弥栄町吉沢、芋野、堤、溝 谷、等楽寺	弥栄町 溝谷・吉野地区 農業集落排水処理施設	京丹後市弥栄町溝谷3 425番地の2	弥栄町吉沢、芋野、堤、溝 谷、等楽寺
久美浜町 川上南部地区 農業集落排水処理施設	京丹後市久美浜町布 袋野1067番地	久美浜町市野々、布袋野	久美浜町 川上南部地区 農業集落排水処理施設	京丹後市久美浜町布 袋野1067番地	久美浜町市野々、布袋野
久美浜町 佐濃南地区 農業集落排水処理施設	京丹後市久美浜町野 中555番地	久美浜町小桑、佐野甲、佐 野乙、佐野丙、安養寺、野 中、郷	久美浜町 佐濃南地区 農業集落排水処理施設	京丹後市久美浜町野 中555番地	久美浜町小桑、佐野甲、佐 野乙、佐野丙、安養寺、野 中、郷

現行	改正案
<p>別表第2 (略)</p> <p>別表第3 (略)</p>	<p>別表第2 (略)</p> <p>別表第3 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>令和6年4月分として徴収する排水処理施設使用料は、当該使用料相当額を京丹後市公共下水道条例（平成16年京丹後市条例第210号）に規定する使用料として徴収し、令和6年3月以前分として徴収する排水処理施設使用料については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>施行日以前に納期限が到来する京丹後市集落排水事業受益者分担金に関する条例（平成16年京丹後市条例第213号）に規定する受益者分担金については、なお従前の例による。</u></p> <p>4 <u>施行日以後に公共下水道に統合した区域の排水処理施設（汚水を最終的に処理するために設ける処理施設を除く。）で、京丹後市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理の技術上の基準を定める条例（平成25年京丹後市条例第15号）第3条から第5条までの規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は適用しない。ただし、施行日後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域、区間又は排水処理施設については、この限りでない。</u></p>

【議会基本条例第7条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 5 年 12 月 定例会

議案の 件 名	議案第118号 京丹後市集落排水処理施設条例の一部改正について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <u>条例</u> その他 ()
------------	------------------------------------	------------	--------------------------------

<<政策等の概要>> 下水道事業において、平成29年度の京丹後市水洗化計画の一部見直しにより、農業集落排水処理施設和田野地区を公共下水道網野処理区へ統合することとし、事業を進めてきた。今年度、両地区を接続する管渠工事が完了することから、令和6年4月からの統合に向け、所要の改正を行うものである。	<<市民参加の状況>> 有 ・ <u>無</u> (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)													
	<<財源措置の状況>> (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)													
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源								
<<政策等の必要性>> 処理施設の老朽化対策として、維持管理費や改築更新費を削減し、下水道事業を将来にわたり持続させていくため、平成4年度に供用を開始した農業集落排水処理施設和田野地区を公共下水道網野処理区へ統合することで、汚水処理機能を維持しつつ、コストの圧縮を図る。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> 処理施設の老朽化対策として処理区域を統合することで、維持管理費や改築更新費を削減し、下水道事業を将来にわたり持続させていくことができる。													
<<提案に至るまでの経緯>> 平成29年度 統合を進めるため京丹後市水洗化計画を一部見直し 平成30年度 下水道法による事業計画変更 令和5年度 事業計画変更後、接続のための管渠工事に着手 令和5年度 工事完了(予定)	<<総合計画等の整合>> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">総合計画 計画項目</td> <td style="background-color: #fff9c4;">16</td> <td style="background-color: #fff9c4;">きれいな水を循環させる上下水道の整備</td> </tr> </table> <p>○その他の計画(該当する場合のみ)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">計画名称</td> <td>京丹後市水洗化計画</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">策定年度</td> <td>令和2年12月</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">計画期間</td> <td>令和7年度まで</td> </tr> </table>					総合計画 計画項目	16	きれいな水を循環させる上下水道の整備	計画名称	京丹後市水洗化計画	策定年度	令和2年12月	計画期間	令和7年度まで
総合計画 計画項目	16	きれいな水を循環させる上下水道の整備												
計画名称	京丹後市水洗化計画													
策定年度	令和2年12月													
計画期間	令和7年度まで													
<<政策等の実施時期>> 令和6年4月1日から施行する。	担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)											
	上下水道部	経営企画整備課	有・ <u>無</u>											